

## 観光 PR 動画プロモーション事業業務に関する質問書への回答

### 質問 1

30秒に関して「久留米ちよい旅」の素材使用が原則とありますが、その5つの動画を受託者が再編集して、一本の動画にまとめるというイメージで間違いないですか？

### 回答

受託者に対して「久留米ちよい旅」制作時に撮影した映像素材等を提供可能です。仕様書の通り、その他の映像の使用を禁止あるいは制限をしているものではございません。それらの映像素材を企画に応じて使用（再編集）し、制作するという認識で問題はありませんが、全ての映像素材を使用する必要はございません。また、本数としては1作品以上制作することを求めています。

### 質問 2

仕様書中の3（2）について

「YouTube 等を活用したプロモーション」とありますが、媒体として使用できるのは YouTube 限定ということでしょうか？または受託者が自由に設定できるのでしょうか？

### 回答

YouTube 上での公開及び広告配信は必須としております。その上で、業務目的を達成するために効果的であるとする提案は可とします。

### 質問 3

動画の配信期間としては、どのくらいを想定されているのでしょうか？

### 回答

配信する時期や期間については、委託期間の範囲内で、業務目的を達成するために最適と考える提案を行ってください。

### 質問 4

YouTube 以外の SNS での公開は考えていますでしょうか。

### 回答

YouTube 上での公開は必須としております。その上で、業務目的を達成するために効果的であるとする提案は可とします。

### 質問 5

仕様書 3（2）イについて

動画広告費は YouTube のみでよろしいでしょうか？ その他 SNS で広告費を使用する必要はありますか。

### 回答

YouTube 上での広告配信は必須としております。その他 SNS 広告を実施する必要はございませんが、業務目的を達成するために効果的であるとする提案は可とします。